

長居植物園植物管理業務特記仕様書

1 総則

長居植物園における植物管理に当たっては、「資料Ⅱ-2 長居公園維持管理業務仕様書2植物管理業務」に基づき実施するとともに、併せて植物園固有の植物管理業務については、本特記仕様書に基づき実施すること。なお、植物管理の対象は、「資料Ⅳ-3 長居植物園管理区分図」に示す管理区域内とする。

2 樹木、植物の栽培・管理

(1) 留意事項

① 植物への配慮

- ・栽培、管理作業の実施に当たっては、対象植物の特性を踏まえ、生き物としての植物に対する細心の注意を払い、植物園の機能が十分に発揮できるよう努めること。
- ・花木、果樹類等の栽培・管理については、植物の特性を踏まえ開花や結実の時期を十分に考慮し、最も適切な時期に実施すること。

② 専門園等の管理

- ・本植物園は、バラ園、ボタン園をはじめ、多くの専門園や見本園等を有しており、その管理に当たっては、対象植物の特性を踏まえ、専門的知識を有する者が実施すること。
- ・農薬による病虫害の防除は、必要最小限の範囲に留めること。

③ 作業時期

- ・各作業の実施に当たっては、天候や植物の生育状態を考慮するとともに、来園者の安全確保及び利便性に配慮し、休園日を利用した作業日の設定を図る等、最大の効果が発揮できるよう実施工程を作成すること。

(2) 標準的業務の基準等について

① 除草

- ・常に園内を美しく保つため、区域ごとに具体的な作業計画を立ててきめ細かく実施すること。
- ・園路、専門園等は人力で除草し、雑草を根ごと除去すること。
- ・刈り払い機等による機械刈りは低く刈り揃え、また、園路沿い、樹林内は乗用ローンモア等を使用し、できるだけ低く刈り揃えること。飛び石による事故等が起らないように安全対策に万全を期すこと。既存施設が損傷しないよう細心の注意を払うこと。
- ・特に、樹林内には貴重な植物が多く生育しているため、樹木の損傷を避けるよう細心の注意を払うこと。

- ・除草剤は使用しないこと。その他殺虫剤等の農薬使用に際しては、公園利用者等の健康面（アレルギー等）にも配慮して作業を実施すること。
- ② 芝生管理
- ・年間を通して常に良好な状態を保つため、芝生の生育状況を把握し、芝刈り、病虫害防除、灌水、施肥、目土等を必要に応じて行うこと。
 - ・芝刈りは、樹木、施設等に損傷を与えぬよう注意し、刈り残しやムラのないよう均一に刈り込むこと。
 - ・縁切りは、隣接植栽帯に「ほふく茎」が進入しないよう切り込むこと。
- ③ 地被類の管理
- ・植物の特性を把握して、刈り込み等適切な管理を行うこと。
- ④ 高木の管理
- ・本植物園は、自然をテーマにした自然史植物園であり大阪の太古～現代までの各時代を代表する樹木を植栽しているほか、樹林系、修景木、果樹等で構成されており、樹種特性に合わせた剪定等、それぞれの適切な時期に作業を行い、良好な維持保全に努めること。
- ⑤ 花壇管理
- ・園内にある露地花壇、プランター、ハンギングバスケット等は、常に美しく鑑賞できるよう年間計画書を作成し、当該計画書に基づき植替えを行うこと。
 - ・大花壇及び正面ゲート特設花壇は企画、配色、デザイン等に配慮すること。
- ⑥ 灌水
- ・灌水の方法は、スプリンクラー、ドリップ配管設備（手動・タイマー方式）、ホースによる手撒き等のほか、散水車、車上タンクからの灌水、大池の池水を使用したレインガンによる加圧水中ポンプ等を適宜選択し、適切な頻度で行うこと。
- ⑦ 盆栽庭園の管理
- ・ケヤキ、マツ、サクラ、ウメ等日本独特の盆栽仕立てをした植物の病虫害の防除や定期的な栽培管理を行うこと。
- ⑧ 竹笹見本園の管理
- ・冬期に竹の間引きを行い、良好な生育環境を形成すること。
 - ・各品種が混生しないよう維持管理すること。万一、混生した場合は地下茎の除去等を行い、適切に品種管理を行うこと。
- ⑨ ヤシ類管理
- ・危険を防止するとともに、景観面にも配慮するため、古葉や枯葉の除去・剪定を行うこと。
- ⑩ 水生植物管理
- ・水生植物については、適宜、間引き、刈り取りを行うこと。
- ⑪ 種の保存や植物育成データ管理

- ・園内で栽培管理されている植物は、大阪市民の貴重な財産であり、これらの樹種や数量の把握、整理を既存の植物総合管理システムを活用し、常に最新のデータに更新する等、適正な管理に努めること。
- ⑫ 樹木の移動報告および植栽計画管理
- ・樹木の移動等が発生すれば所定の用紙に必要事項を記入し報告すること。
 - ・枯損や生育不良による補植、市民要望による新植は計画書を作成し協議の上、実施すること。
- ⑬ 本仕様書に定めのない事項が発生したときは、本市と協議の上その指示に従うこと。